

京都市交通局管理規程 3-6（京都市交通局職員の人事記録に関する規程）の一部
を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田與三右衛門

別記様式付表第1第12号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)